

改正

平成28年 3月31日多摩市告示第113号

平成28年 5月20日多摩市告示第291号

平成30年 3月30日多摩市告示第143号

令和 3年 5月31日多摩市告示第278号

多摩市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療及び介護を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して在宅療養生活を続けることができるよう、関係機関間の調整を図り、医療及び介護の連携を強化するため、多摩市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び対応策等の協議に関すること。
- (2) 在宅医療・介護の連携体制の構築に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、在宅医療・介護の連携に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）14人以内をもって構成する。

- (1) 地域医療に関わる関係団体等が推薦する者 7人以内
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスに関わる事業者、職能団体等が推薦する者 4人以内
- (3) 地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 二人以内
- (4) 東京都南多摩保健所の職員 一人以内

2 委員は、多摩市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が主宰する。
- 3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、会議に際し、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又はその者に必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 会長は、必要に応じて協議会の会議の結果を市長に報告する。
- 7 協議会の会議は、原則として公開する。
- 8 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(ワーキンググループの設置)

第7条 協議会に下部組織としてワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、検討する課題に関係する委員をもって構成する。

3 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 在宅医療・介護連携に関する課題の整理及び対応策等の検討に関すること。

(2) 協議会から求められた事項についての検討に関すること。

(関係者の出席)

第8条 会長は、協議会及びワーキンググループの会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部高齢支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年多摩市告示第113号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年多摩市告示第291号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年多摩市告示第143号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年多摩市告示第278号)

この要綱は、公示の日から施行する。